

創設 **70** 周年記念事業

# 21世紀における 持続可能な経済社会の創造に向けて

日本経済学会連合

巻頭言

理事長 江夏健一（早稲田大学名誉教授）

労働研究の方法的革新のために

日本労務学会 石田光男（同志社大学名誉教授）…………… 1

近代日本における山の資源活用からみた持続的地域社会の可能性

社会経済史学会 中西 聡（慶應義塾大学）…………… 9

## 巻 頭 言

### 『21世紀における持続可能な経済社会の創造に向けて』の発刊によせて

1950年1月22日に創設された日本経済学会連合は、2020年に70周年を迎えました。

これを記念するための事業計画が、2018年9月急逝された故太田正孝先生の後を引きうけ事務局長の任につかれた桑名義晴先生（桜美林大学名誉教授）のイニシアティブのもと、2019年度を通じて鋭意進められてきました。

計画の骨子は、これまで40周年、50周年、60周年の際に実施されてきた記念講演会の開催を想定したものでありました。

しかしながら、ご承知の通り、計画立案途中の2019年12月、中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受けて、いわゆる「三密」が避けられない在来型の記念講演会の実施はあきらめざるを得ないとの判断に至り、「ニューノーマル」に適応した新たな記念事業の作成へと計画変更を余儀なくされました。

新たに立案された70周年記念事業こそが、ここにスタートするWEB出版『21世紀における持続可能な経済社会の創造に向けて』です。

このWEB出版の特徴は、日本経済学会連合に現在加盟する62の学会が、それぞれの専門分野からの視点に基づき、独自にテーマ設定をして、「コロナ以前とコロナの最中、そしてコロナ以後」の経済社会における研究課題やそれに対する研究方法の変容、つぎつぎと提起される問題への解決方策、そして今後予想される社会的コミットメントの在り方などを、平明に解説することにあります。

いわば経済学とそれに関連する諸科学の研究者から社会に向けての「語りかけ」です。

経済学とは、その論理の体系である「ロゴス」によって人々に「真理」を説き、訴える科学ですが、その際、科学とは真逆の「直感的認識」「暗黙知」ともいふべき「レンマ」が果たす役割を看過することができません。また「ロゴス」と常に対峙する「パトス」を軽視することもできません。

パンデミック解消に向けての方策として、ロゴスは、ワクチン接種とともに、「三密」回避が正しい解の1つであることを立証しました。しかし「対面」によって人々の喜怒哀楽を肌身で感じる「パトス」、そしてその意味をしっかりと受け止める「レンマ」が社会生活を営む上で不可欠なことも明らかになりました。

この度のWEB出版によって、連合に加盟する各学会固有の「ロゴス」「パトス」「レンマ」が広く社会に伝わるものと確信しております。

因みに70周年記念事業の一環として、YouTube「日本経済学会連合アカデミック・チャンネル」が開設されました。

日本経済学会連合がこれまでホームページを通じて公開してきました『英文年報』（Information Bulletin of The Union of National Economic Association in Japan）通算40号発行、ならびに『連合ニュース』通算57号発行、5回開催された「アカデミック・フォーラム」の報告書なども合わせてご高覧頂ければ幸いです。

理事長 江夏 健一（早稲田大学名誉教授）

# 労働研究の方法的革新のために

日本労務学会 石田 光男（同志社大学名誉教授）

## 要 旨

「働き方改革」を通じて日本の雇用関係の改革が課題となっている。「改革」は、社会的な格差拡大の是正や生活と仕事のバランスの確保、女性や高齢者の雇用の推進等、持続可能な経済社会の創造にとって欠かせない課題を含んでいる。小論は、労働研究はこの課題に如何なる貢献が可能であるのかに関する私論である。日本の雇用関係の実態に肉薄するにはHRM（人的資源管理論）をIR（労使関係論）的に研究することは必要であることを述べる。この場合の要点は、雇用関係を労働力の取引関係として認識すること、取引の一方の側である「仕事」への接近方法の開発が重要な論点であること、これらを通じて日本と欧米の雇用関係の比較論的認識を実証的に深化させることである。こうした労働研究の方法的革新を通じて、漸進主義的に日本の雇用関係を「取引なき取引」の関係から「取引による合意」の関係に進化させるアジェンダを研究の側が労使当事者に提起する役割を果たす使命がある。

## 1. 時代の要請と日本の労働研究

### 1-1. 時代の要請と研究の使命

近年「働き方改革」が政府の立法措置に促されて広く叫ばれている。その改革の内容は、「同一労働同一賃金」の実現や「多様な働き方」の実現が柱となっている。これらは、前者は正規社員と非正規社員との間の賃金格差の是正を通じての勤労者所得の全体としての引き上げが狙いであり、後者は女性や高齢者の雇用促進が狙いであり、いずれも本来は労働運動が達成すべき課題であった。この「改革」の重要な特徴は、労働運動の課題を政府の立法措置を通じて実現しようとしていることであり、この政策思想には従来の労使自治による雇用ルール形成が社会的公正の実現に結実していないという、労使自治に対する強い不信の念が込められていることである。企業別労使の雇用ルール形成によって、先進諸外国の生産性や所得水準にキャッチアップすることに成功した1980年代までの日本の戦後の雇用関係は、ついに、改革されるべき対象となったのである。

労働が日本の経済運営にとってかくまでも中心の論点になっている時代風潮のなかで、労働研究

はこの中心的論点にいかなる学術的貢献が可能であるのか、これが問題である。小論は、この問題の性格上、私個人の見解を述べることにならざるを得ないことをご承知いただきたい。

### 1-2. 日本の労働研究の特殊性

非常に大雑把に言って、労働研究は労使関係論（以下IR=Industrial Relations）と人的資源管理論（以下HRM=Human Resource Management）に大別されてきた。この両分野は英米では明確な相違があるが、日本では表面上はさほどの相違はみられない。だが、両分野の方法的な相違は日本での労働研究の方法を論ずる際には留意すべき論点をなしている。

例えば、IRの研究は「雇用を司るルールの研究」と定義される（英国ではClegg, 1979; 米国ではDunlop, 1958）。一見したところ無味乾燥な雇用ルールを研究対象にする理由は、雇用ルール自体が「複雑な社会的制度であり、単にルールブックの数行の文章ではない（Edwards, 2003, p.14）」からである。と言うのも「労働時間の中でどれだけの仕事を達成しなくてはならないの

か、その仕事はどのような課業から成り立つのか、だれがその課業を決定し、その変更をする権利を持つのか、課せられた義務の未達成にどのような制裁がなされるのか (ibid. p. 8)」等を確定するのがルールであるからである。従って、ルールは「公式の権利と義務の規定から成るだけではなく、(成員の) 信念、イデオロギー、当然の常識から成っていて、…職場の法的権利の実際の運用は制定法に依存するだけでなく、当事者の権限、知識、組織の在り方に依存する (ibid. pp. 14-15)」ところの「社会制度」だというのである。ここでは、利害を異にする経営組織と労働組織との集団としての対立的な労使関係を前提とした多元的な接近方法がとられる。

日本では、このようなIR研究が生育する労使関係的土壌が希薄であった。「日本は英米との比較であっさり言ってしまうと、常に経営が主導でルールを形成してきた」(石田, 2003. p. 41)。実際、日本で上述のようなIR研究が現実妥当性をもって成立しえたのは概ね、戦後の混乱期の労使対立の余燼が残っていた1950年代半ばから60年代までであった。

私自身の労働研究は、日本における労使関係的土壌の希薄さに起因している。1979年の英国鉄鋼公社の工場調査(戸塚秀夫・兵藤釗・菊池光造・石田光男(1988))を通じてIR研究の方法を体得することができたが、このIR的方法では日本の雇用関係の実態に肉薄できないということ、肉薄するにはHRMをIR的に研究することを意識的に追求する以外にはないという直観であった。その意味は、本来、取引として表現されるはずの雇用関係が、取引的性格を希薄にしているHRMの機能に注力する研究を志すという意味である。

このような自身の経験から、労働研究の体系化を企図し時代の要請に対応し得る研究の枠組み形成について論ずる小論の性格はますます個人的見解の域を出るものではないことになる。

## 2. 労働研究の方法的体系化

HRMをIR的に研究するというスタンスには、労働研究の二大分野の統合的方法が含まれている。ここにはHRMの学問的性格についていくつかの問題点が潜伏しているという認識が前提されている。行き届いた解説をする勉強を私は欠いているが、①HRMには人事管理の実際(practices)への関心が曖昧であること、②それと表裏の関係で、規範的な概念構成に傾く傾向がそれである。①について、HRMの近年の顕著な特徴になっている、人的資源管理の実際(説明変数)が企業業績(被説明変数)の向上にいかにか寄与するかの研究にあたって、Purcell & Kinnie (2007)は嘆いて言う。「ああ! 何と、ここには余りにも多くの問題があることか。何が‘人事管理の実際’を構成するのかの一致した見解はない。…多くの研究者は人事管理の実際の一覧表を示したりしているが、何を根拠に何故特定の事実が分析の核になるのか一致した見解はない」(p. 538)。②の一例について、Thompson & Harley (2007)の語り口はこうである。「‘命令と管理’はもはやビジネスの成功の選択肢ではなく、したがって、雇用関係の調整手段として強制と規則は、価値、信頼、自己決定に置き換えられることになった」(p. 151)。概念としては分かったような気もするが、「強制と規則のない人事管理の実際などがあつたためしがあつただろうか」(石田, 2012. p. 28)。このようなHRMの管理の実際への関心の曖昧さとその表裏の関係にある概念に傾斜した研究は、IRの「ルールの研究」の自覚的活用によって補強されなくてはならない。

### 2-1. 体系化の視点

以上のようなHRMの足らざる点をIR的な方法によって補強する際の基本的な視点は、雇用関係を労働力の取引関係としてとらえることである。Commons (1932)が「(経済)行動の究極的単位は…それ自体の内に、対立(conflict)、合意(mutuality)、秩序(order)の三つの原理を含むも

のでなくてはならない。この基本単位が取引である」(p.4)と述べたのは卓見である。労働力取引は「仕事の遂行」と「賃金」の取引であり、この取引内容に立ち入ってみれば、「対立」と「合意」が内包されているのみならず、労働力の資産特殊性が高ければ、この取引の中長期的な保全のための「秩序」を確保するための制度的機構＝ガバナンス機構を必然化する(Williamson, 1996)。この制度的機構は、取引の一方の側の「仕事の遂行」は「①どんな仕事を、②どれだけの分量を、③どの達成水準で、④何時間かけて遂行するか」に対して、他方の側の「⑤どれだけの賃金を支払うか」という両サイドの細部を仕分けしつつ、サンクションとインセンティブのルールの体系として構築される。いずれも市場機構で処理できないからである。

このルールの体系が日本では「取引なき取引」として経営管理に吸収されている実際を記述できなくてはならない。方法論の詳細は石田(2014)を参照いただきたい。

## 2-2. 仕事への接近

体系化にとっての最大の難関は取引の側の一方をなす仕事をいかにルールの束として認識し記述するかである。HRMはこの問題を人事管理の領域ではないとして概ねスキップしている。だが、「仕事の遂行」は企業組織における経営過程にはかならず、経営過程が「管理による調整過程」である以上、仕事は、組織目標を達成するための、当事者の意図性に貫かれた「見える手」＝制度の形式をとるはずである。

その「見える手」を直視することが仕事を記述する途につながらないはずはない。1980年代の末から90年代の前半にかけて日本の自動車産業の生産方式が「ポストフォーダイズム」として国際的に注目された時期があった。私はトヨタとマツダの工場に何度か足を運び見学やインタビューをしたが、少しもわかった気になれなかった。ある時、工場の休憩場の壁にQCサークルの発表資料と並

んで、品質の歩留まりや労務費の目標値と実績値の推移表等のいわゆる「管理図表」が貼りだされているのが気になった。この図表が仕事のルールの表現物ではないかという直観が走った。仕事の進め方である、目標(P)、実行(D)、進捗管理(C)、改善(A)を要約しているからである。これはちょうど、賃金がそれ自体としては抽象的な言葉に過ぎないが、賃金表になると抽象性を具体化した総括的な表現物になるのと同様に、「管理図表」は多様性に彩られた仕事なるものを総括した表現物ではないのか。賃金表を通じて賃金を語るように、「管理図表」を通じて仕事を語る途があるのではないか(石田・藤村・久本・松村, 1997)。なお、この仕事への接近法を工場に限定せずに、経営全体に適用して観察した結果については、石田・上田(近刊)を参照いただきたい。

## 3. 比較制度論的含意：日本と欧米

以上、概念に傾いた説明を行ったが、体系化された労働研究からどのような雇用関係に関する総合的な知見が得られるのかを粗雑であることを恐れずに比較制度的な視点から示してみたい。

### 3-1. 相違

仕事の管理の仕組み＝ガバナンスは、PDCAが階層組織のどこまで深く浸透しているのかでその特徴の識別が可能になる。そのガバナンスをどのような分業＝労働アーキテクチャーによって遂行するのかは、両者の対応関係として示すことができる。分業という呼称は広い概念であるので、ここでは労働アーキテクチャーと呼称している。図1はモデルとしての日本、海外生産拠点、欧米について、仕事のガバナンスと労働のアーキテクチャーの対応関係を図式化して示したものである。

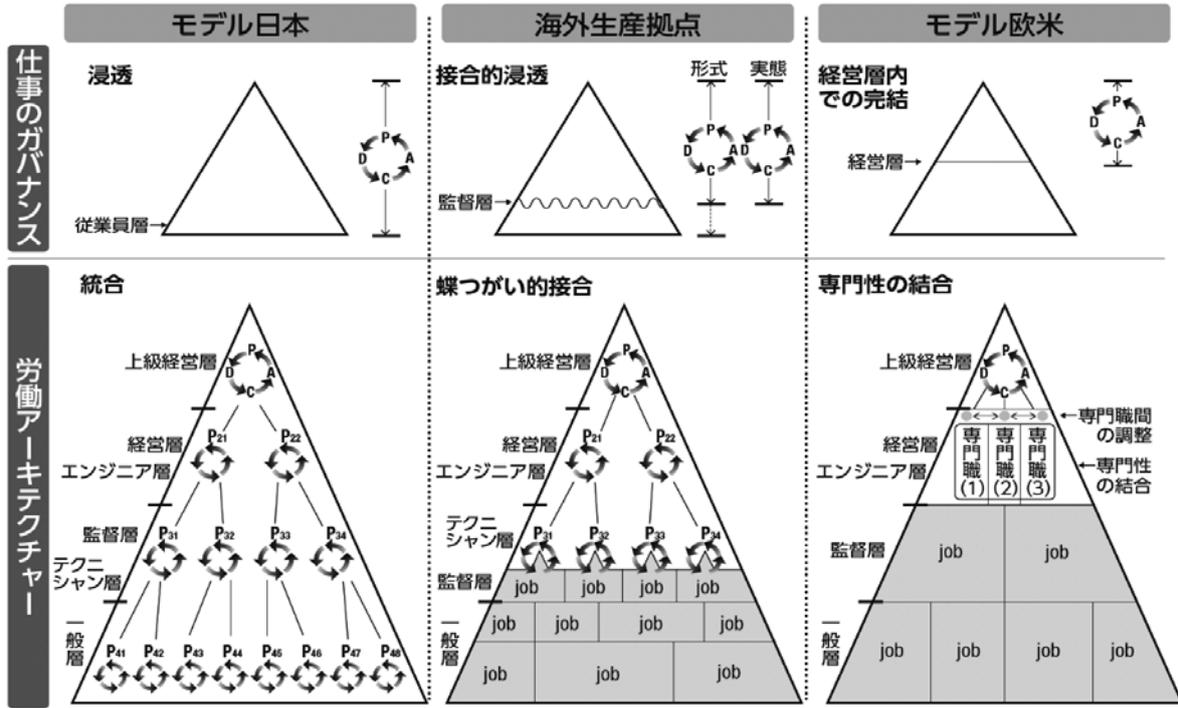


図1 仕事のカバナンスと労働アーキテクチャーの見える化：日本と欧米

この図のモデル日本とモデル欧米を簡潔に説明すれば、①モデル日本の仕事のカバナンスはPDCAが階層組織の末端（正確には正規社員の下限）まで浸透しており、その遂行にあたる労働アーキテクチャーは、経営のトップから一般層の下限までの全員がカスケードダウンされたP（事業計画）の遂行に従事する統合的な仕組みとして形作られている。他方、②モデル欧米の仕事のカバナンスは、PDCAが経営層までにしか浸透しておらず、そこで完結している。事業計画の達成のための労働アーキテクチャーは、経営層における専門職、ワーカー層におけるジョブ（＝静態

的課業）の結合として形作られている。

労働アーキテクチャーについて、やや細かく整理したのが表1である。①日本の仕事の特徴は、全階層がPDCAで統御されていることを反映して、前年度の実績に上乘せされたPを達成するべく絶えざる「改善」の余地を内包した「動的な課業」としての性格を持つ。他方、②欧米の仕事の特徴は、経営層の専門職制度であれ、職長・ワーカー層のジョブ制度であれ、いずれも、あらかじめ社会的に合意された「静態的課業」としての性格を持つ。

表1 仕事のカバナンスと労働アーキテクチャーの説明：日本と欧米

	モデル日本	海外生産拠点	モデル欧米
仕事のカバナンス (=PDCA)	浸透	接合的浸透	経営層内での完結
労働アーキテクチャー	階層	統合	分離
	課業	動的な課業	経営層： 動的な課業
			テクニシャン層： 動的な課業
			職長・ワーカー層： 静態的課業
運営	統合	蝶つがいの接合	専門性の結合

表2 雇用関係の相違：日本と欧米

	仕事のガバナンス (課業設定)	報酬のガバナンス (合意基準)	雇用関係 (取引様式)
モデル欧米	静態的課業設定	仕事(含職業資格)基準	集団的取引(静態的課業の維持と一律賃金の交渉。追加的課業への追加的賃金交渉)
モデル日本	動態的課業設定	人基準	個別的取引(人事考課)が中心。枠組みは集団的取引。

以上の仕事のガバナンスに対する報酬のガバナンスは、「静態的課業」に「仕事基準」が対応し、「動態的課業」に「人基準」が対応し、両者の取引関係としての雇用関係は集団的取引の欧米と個別的取引(「取引なき取引」=別名コミュニケーション)の日本との相違として表2のように示すことができる。

### 3-2. 固有の制度

それにしても、欧米の経営がPDCAの回らない経営であるとはにわかに承服しがたいという人も多いのではなからうか。しかし、ここがはっきりしないと日本も実はわかったことにならないと私はかねてから考えてきた。日本と欧米の雇用関係はそれぞれに「固有な制度」discrete structureであって、それぞれの利点を都合よく部分的に移転することは困難である(石田・篠原, 2010)。

いくつかの重要な補足をしておきたい。図1のモデル欧米の経営層の箇所に専門職と記しているが、この専門職はFreidson(2001)に拠れば次のように説明されている。「職業によってコントロールされた分業こそ専門職主義の本質的部分である。」(p. 55強調は原文)「職業によるコントロールの核心は特定の仕事の資格要件を(またそれによる仕事の定義を)職業自身によって決めることである。…その結果生ずる労働市場の構築様式は、“中央集権的で詳細な仕事の計画化を労働者の専門職的訓練”(Stinchcombe, 1959. p. 175)によって置き換えるという点で、官僚制的経営とは明確に異なったものである。」(p. 73)この説明は、専門職制度が「官僚制的経営」の特徴であるPDCAによる仕事の組織化を阻止するものであ

ることを簡潔に語っていると読むべきである。このため図1は専門職が各々分立していて、専門職相互の調整は各専門職のトップ間の調整に拠っていることを示している。

英米の文献には何気なく読み飛ばしてしまう片言隻句に比較制度論的に無視できない真実が語られていることが多い。そのいくつかを紹介してみたい。①業績管理制度(MSC=Management Control Systems)について、日本のPDCAとの相違を読み取ることができる。Kinnie(1989)は、MSCが各部門の実績を経理的数値で迅速に処理できるようになったが、それに伴ってワーカーや職長のジョブの内容に変化が生ずる。その変化に応じて職務評価をし直し賃金改定をする段になると経営はそれを拒み、紛争が発生する事例を報告している。「MSCの目的の達成を支援する有効な教育訓練計画の実施に立ちはだかる障害は数多い。上級経営者はこの新たな管理制度が教育訓練に影響を及ぼすことを自覚していないか、あるいはそのための時間を惜しむ。仮に訓練が行われたとしても、下級経営者や監督者の抵抗を克服することは容易ではない。」(p. 148)と要約している。同様にArmstrong(1989)も、経理部門優位のMSCの下での人事部門の専門職としての地位低下の打開策の困難を述べているが、その記述は、かえって、結果追認に終わる経理的業績指標だけのモニタリングを旨とするMCSは、業績指標を向上させる原動力である現場での「改善」に必要な人材育成が存在しない経営管理が貫徹しているという事実を雄弁に物語っている。

②労働アーキテクチャーが固有の制度であること。Geary(2003)はKeep(1999)を引用して、

英国では日本モデルの移植が困難であることを次のように記している。「競争力強化のために全体の労働力の知識や技能を活用するフラットなチーム組織にするのではなく、全体の傾向は比較的少数のエリート社員の頭脳による制度、手続き、仕事の方法の考案に依拠し、その案は作業をルーティン化し思考や裁量の余地を最小化し、そのことによって経営に従事しないその他の労働力には非参加的階層組織における使い勝手の良い人手あるいはドロウンの役割をあてがう」(p.361)と。

③雇用関係の固有性について。仕事のガバナンスと報酬のガバナンスの対応関係が一對の固有の制度あることを、英国についてGuest (1989)は簡潔にこう語る。「労使関係制度に抵触することがなければコミュニケーションや参加や訓練等の慣習的な分野をきっかけにHRMに向けての一定の進展が可能である」(p.54)が、「HRMを追求する企業は職務の柔軟性や課業設定や報酬制度などの領域では労使関係制度と衝突することになる」(p.55)と。

もはや日本との相違は多言を要さないであろう。

#### 4. 持続可能な社会に向けて

比較制度論的にみた日本の雇用関係の特徴は、事業計画を着実に達成する仕事のガバナンスとそれへの協力を促す報酬のガバナンスが構築されていることである。これは戦後日本の雇用関係が達成した貴重な遺産である。しかし、この戦後的達成は、仕事優先の雇用ルール、生活と仕事のバランスの欠如、働く側の多様なニーズの抑制、さらには、正規雇用の限定と非正規雇用の拡大による格差の拡大等の弊害を生んできた。冒頭に述べた「働き方改革」の要請は、この遺産と弊害とからなる雇用関係をいかに進化させるべきかを問うている。

改革が空論にならないためには、次のような接近法が大切である。改革には実現可能性と政策の具体的管理方法がなければならない。この制約は、企業別労使関係を与件とし、労使がともに論

ずるに値するアジェンダを特定し、漸進主義的に達成可能な道筋をつけることを意味する。この接近の基本精神は、「ジョブ」や「プロフェッション」が社会的制度として成立していない日本で、「同一労働同一賃金」や「多様な働き方の受容」を達成するために、それらに代替できる日本の仕組みは、戦後的達成の遺産である企業内のルール形成力の高さに求めることが手堅いという判断である。無論、企業別労使関係の限界を踏まえ、企業内ルールの形成と社会的ルールの緩やかな共進を促す企業内ルールの形成にも留意すべきである。

改革の要点は、日本の雇用関係の良き伝統を維持し、「取引なき取引」の雇用関係を克服して「取引して合意する」雇用関係を実現することである。そのために①労使の理念共有、②選択可能な多様な仕事と賃金の組み合わせのメニュー化、③事業計画の達成と「多様な働き方」の受容による労働投入量とのミスマッチを克服する手続きルールの形成が不可欠になる。

挑むに値する改革である。

#### 【参考文献】

- Armstrong, Peter. (1989). 'Limits and possibilities for HRM in an age of management accountancy' In John Storey (eds.), *New Perspectives on Human Resource Management*. Routledge.
- Chandler, Alfred D. (1977). *The Visible Hand*. Cambridge, MA, Harvard University Press.
- Clegg, H. A. (1979). *The Changing System of Industrial Relations in Great Britain*. Oxford, Blackwell.
- Commons, John R. (1932). "The Problem of Correlating Law, Economics and Ethics." *Wisconsin Law Review* 8, 3-26.
- Dunlop, J. T. (1958). *Industrial Relations Systems*. Southern Illinois Press.
- Edwards Paul (eds.), (2003). *Industrial Relations: Theory and Practice*. Second Edition. Blackwell.
- Freidson, Eliot. (2001). *Professionalism: The Third Logic*. Polity.
- Geary, John F. (2003). 'New Forms of Work Organization' In Paul Edwards (eds.), *Industrial Relations: Theory and Practice*. Second Edition. Blackwell.
- Guest, David E. (1989). 'Human resource management: its implication for industrial relations and trade unions'. In

- John Storey (eds.), *New Perspectives on Human Resource Management*. Routledge.
- 石田光男 (2003). 『仕事の社会科学』 ミネルヴァ書房.
- 石田光男 (2012). 「労使関係論」『日本労働研究雑誌』 No. 621, pp.24-29.
- 石田光男 (2014). 「雇用関係の理論と方法のために」 埼玉大学経済学会『社会科学論集』 第143号 (特集:「上井喜彦」と労働研究), pp.19-53.
- 石田光男・上田眞士編著 (近刊)『パナソニックのグローバル経営: 仕事と報酬のガバナンス』 ミネルヴァ書房.
- 石田光男・藤村博之・久本憲夫・松村文人共著 (1997). 『日本のリーン生産方式』 中央経済社.
- 石田光男・篠原健一編著 (2010). 『GMの経験—日本への教訓—』 中央経済社.
- Keep, E. (1999). Britain's VET policy and the 'Third Way'. Paper presented at CEROP Research Seminar, Michael Smurfit Graduate School of Business, University College Dublin.
- Kinnie, Nicholas (1989). 'Human resource management and changes in management control systems' In John Storey (eds.), *New Perspectives on Human Resource Management*. Routledge.
- Purcell, John & Kinnie, Nicholas (2007). 'HRM and Business Performance' In Peter Boxall & Patrick Wright (eds.), *The Oxford Handbook of Human Resource Management*. Oxford University Press.
- Stinchcombe, A. L. (1959). 'Bureaucratic and craft administration of production: a comparative study.' *Administrative Science Quarterly*, 4, 168-87.
- Thompson, Paul & Harley, Bill (2007). 'HRM and the Workers: Labor Process Perspectives' In Peter Boxall & Patrick Wright (eds.), *The Oxford Handbook of Human Resource Management*. Oxford University Press.
- 戸塚秀夫・兵藤釗・菊池光造・石田光男共著 (1988). 『現代イギリスの労使関係 (下) —自動車・鉄鋼産業の事例研究—』 東京大学出版会.
- Williamson, Oliver E. (1996). *The Mechanism of Governance*. Oxford University Press. 邦訳: 石田光男・山田健介訳 (2017). 『ガバナンスの機構』 ミネルヴァ書房.

### 【執筆者紹介】

石田光男 (いしだ みつお)

1978年東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得満期退学、1993年博士 (経済学)、1978年より2020年同志社大学に奉職、主著に『賃金の社会科学』、『仕事の社会科学』、『GMの経験』など。

# 近代日本における山の資源活用からみた持続的地域社会の可能性

社会経済史学会 中西 聡 (慶應義塾大学)

## 要 旨

近代日本は、石炭・銅などの鉱物資源、木材類・薪炭などの林産資源、そして豊かな水資源を利用して盛んに行われた水力電気事業などを通して、家庭生活にとって「資源国」であった。本稿は、近代日本における山の資源利用のあり方により、第二次世界大戦後の資源問題の歴史的前提がどのように萌芽されたかを論じる。戦後高度経済成長期に、石炭から石油へのエネルギー転換が生じ、安価な石油輸入に頼りつつ、大量生産・大量消費の消費社会が成立したとされるが、消費者は、耐久消費財が安価に提供されたために、その資源問題意識は後景に退くこととなり、その後の資源問題をより深刻化させたと思われる。筆者は、持続可能な経済社会の創造には、企業の努力や政府の役割以上に消費者（生活者）の意識改革が重要と考えており、その際に、1900年代に見られた「エネルギー・資源の地産地消」の可能性が参考となる。当時は、石炭輸送コストの安い大都市で火力発電、水資源の豊富な山間部で水力発電により地域内向け電力供給が行われ、燃料材も輸送コストに応じて、薪材・木炭・石炭を棲み分けて利用された。こうした各地の風土を重視したエネルギー供給を目指す方向を探りたい。

## 1 資源利用と消費者の視点から近現代日本の歴史を振り返る

日本経済学会連合のなかでの社会経済史学会の役割は、これからの経済社会のあり方について歴史的視点から知見を提供することにあると考えられる。その意味で、今回の共通テーマに対して、政策的な提言をするよりも、むしろ筆者の研究分野である近代日本の歴史的事象のなかから、先人の知恵と工夫を見出し、将来につながる示唆を提供することにしたい。むろん本稿の見方は、筆者個人に属し、社会経済史学会の見解を示すものではない。近年は、持続可能な経済社会の構築に向けて、企業の社会的責任が問われるようになり、近代日本の近江商人が拠り所とした「三方よし」の精神が評価されている（末永（2011）など）。三方よしとは、「売り手よし、買い手よし、世間よし」を意味し、商品売買を通す商人の活動は、単に売買する当人同士のみでなく、社会全体の利便性や幸福が増すことを考えて行う必要があるとの教えである。とは言え、社会全体の利便性や幸

福が増したとしても、それが自然から得た豊かさを消費するのみに止まり、自然への還元がなく、自然環境の悪化をもたらすのであれば、そうした「世間よし」が持続しないのも、現代社会の教えるところである。つまり、「三方よし」ではなく、「四方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし、自然環境よし）」である必要があり、資源利用の側面から歴史を見直す意義があろう。そして、近代日本は鉄鉱石や石油資源に乏しい資源小国とも見られがちであるが、それは軍事の視点にやや偏っており、現実には、石炭・銅などの鉱物資源、木材類・薪炭などの林産資源、そして豊かな水資源を利用して盛んに行われた水力電気事業などを通して、家庭生活にとって近代日本は豊かな資源国であったと考えられる。

本稿では、山の豊かさをどのように近代日本の人々が利用し、その結果、第二次世界大戦後につながる資源問題の歴史的前提がどのように萌芽されたかを論じたい。戦後日本の高度経済成長期に、石炭から石油へのエネルギー転換が生じ、安

価な石油輸入に頼りつつ、大量生産・大量消費の消費社会が成立したとされる。生産者は、原料・燃料の石油を輸入に依存していたことを肌で感じて、コスト面から資源問題を常に認識していたと考えられるが、消費者は、耐久消費財が安価に提供されたために、その資源問題意識は後景に退くこととなり、その後の資源問題をより深刻化させたと思われる。筆者は、持続可能な経済社会の創造には、企業の努力や政府の役割以上に消費者（生活者）の意識改革が重要と考えており、そのための知見を近代社会における先人の試みのなかに見出したい。

## 2 近代日本の山間部のエネルギー利用

そうであれば、資源・エネルギー問題を考える際に、消費者（生活者）に密接に関連する家庭用エネルギー供給に関する資源利用に焦点があてられるべきであろう。近代日本の生活様式における住居の素材・家具、燃料、光源などを考慮に入ると、鉄鉱石よりは木材、石油よりは薪炭を重視する所以である。石炭は、家庭用燃料よりは産業用燃料に用いられることが多かったと考えられるが、石炭乾留によるガス事業、石炭火力発電事業などを通して、家庭にガス・電気を供給した点では、家庭用エネルギー供給でも重要であった。ただし、近代日本においても1920（大正9）年前後までは石炭は国内産が豊富にあり、1910年代の工業化・都市化のなかで石炭需要が急増した結果、石炭が輸出から輸入に転じ、1920年代以降は石炭利用節約の動きも生産者の間では浸透し始めた（小堀（2010））。

それに対し、山間部への石炭の輸送コストの高さから、1900年代から山間部で地域有力層を中心に地域内向けの水力発電事業が試みられたが、1910年代に長距離送電技術が確立するなかで、都市大資本が、都市への電気供給を目的に遠隔地の山間部に大規模な水力発電所を建設した。それにより、石炭火力発電よりもコストの安い電気が都市へ供給され、電灯普及が進み、産業用電力供給

も浸透して中小工場でも電動機が普及した（東京電力株式会社編（2002）など）。これにより社会的効用は高まったが、山間部で試みられたエネルギーの地産地消の試みを途絶えさせ、都市向けの電力供給地へと再編させるとともに、その地域の林業や漁業に大きな打撃を与えた。当時の水力発電は水路式発電であり、川の水を分流して発電所に誘導し、発電後はもとの川に戻すため、完全に川をせき止めるダム式に比べれば自然環境に与えるダメージは少ないが、分流する水量が多ければ、本流の水量が減るために、本流で木材を流送する林業家や本流で魚を獲る漁家には打撃となった。

例えば、近世来の有力林業地の長野県木曾地域では、近代期に御料林が広範に設定されたため、地元資本が林業に関わる度合は少なくなったが、地元有力者が中心となって1907（明治40）年に福島電気会社を設立して、地域向けの小規模な水力電気事業を開始した（中西（2020a））。そこへ、名古屋電灯会社が1910年代後半から木曾川水系の電源開発を積極的に進め、福島電気会社を名古屋電灯系列の会社に合併するとともに、水力発電工事の申請を長野県に行った。この計画では水力発電所の規模が大きく、木材の流送に支障が生じるため、地元関係町村は、民材の木曾川流送権を強く主張した。長野県は開発会社に、水路開鑿区域内で木材を流送する者に対して、賠償金を払うか開発会社の責任で木材を輸送するかを義務付ける命令書を下付し、地元住民が賠償金を選択したことで、開発会社が地元町村に賠償金を支払うことで決着した。最終的に地元住民は、県当局の斡旋で補償金を得られたが、木材流送権は確保できず、電気も多くが名古屋方面に送られた。

一方、島根県津和野町に隣接する畑迫村では、近世来の銅山師堀藤十郎家が、近代期も笹ヶ谷鉱山の銅山経営を行い、近隣の林地を所有して木炭製造を行って、銅製錬の燃料の自給自足を行った（明治39年「本邦鉱業一斑」p. 144）。堀家は、笹ヶ谷鉱山での電気事業を明治期から進めていたが（佐々木（1972））、1914年には地域インフラ事業

として、津和野町の有力者ととも吉賀川を利用する石見水力電気会社を設立し、地域住民への電灯供給や笹ヶ谷鉱山への電力供給を進めた（中国地方電気事業史編集委員会編（1974）p.172）。その結果、笹ヶ谷鉱山では木炭から電気へのエネルギー転換が本格的に生じ、笹ヶ谷鉱山の付帯事業も木炭製造から板類・角材製造へと転換し（大正6年「本邦重要鉱山要覧」p.507）、薪炭や木材類が大量に津和野地域から鉄道で域外に移出されるに至った（大正13年中「鉄道輸送主要貨物数量」p.181, 184, 186）。石見水力電気会社の水力発電所は、地形を活かして川の水を分流する際に堰を設ける必要がなく、水路の隧道を97メートル掘れば水の落差が12メートルになり、分流した距離が短かったため、本流を利用した木材の搬出や川の漁業にもほとんど影響を与えず、発電所の地元村会は、発電所建設を承認した（大庭編（1976）p.223）。こうした地形上のメリットから、吉賀川を利用した水力発電所建設の申請は、1919年に鹿児島電気会社や株式会社神戸製鋼所から、20年に日本窒素肥料会社からも出された。それに対し、地元村会は、「本地方動力の源泉を一会社のために壟断せられ、他地方に奪われるときは、当地方の動力供給の源を失い、将来電気による事業はまったく絶望となる」と答申しており、1927年に出雲電気会社に合併されるまで石見水力電気のみが吉賀川を水力発電に利用し得た（大庭編（1976）pp.223-224）。こうして、津和野地域では、遠隔地の大量資本に電力を奪われずに、電気エネルギーの地産地消をある程度実現した。

このように、収益性の劣る山間部は、都市部から発達した電力会社の配電対象とならず、小規模な電灯会社、町村営電気事業、電気利用組合などによって地域住民による内発的な電気エネルギーの地産地消が各地で試みられた。そこでは町村営電気事業の財源として部落有林から生ずる利益が重要な役割を果たし（西野（2020））、林業と水力電気事業の関連が見られた。また、中国山地は金属鉱山業が盛んで、山間部へ石炭を輸送するコス

トが高いため、燃料に薪炭が主に用いられ、中国山地の林業では、金属鉱山向け薪炭製造が専ら行われ（中西（2020b））、林業と鉱業の関連も見られた。ただし、薪炭燃料では熱量に限りがあり、高品質の製錬が行えなかったため、石炭燃料や大規模な機械設備を利用した大量資本の金属鉱山に品質面でかなわず（武田（1987））、埋蔵量の減少もあって中国山地の金属鉱山は1910年代に衰退するか、もしくは笹ヶ谷鉱山のように石炭燃料や電動機を導入して存続を目指した。そして中国山地で行き場を失った大量の薪炭が、鉄道網が山陰地方西部まで整備されたことで、1920年代に大量に大都市へ移出されるようになった。

### 3 両大戦間期日本の大都市におけるエネルギー多消費型生活様式の萌芽

近代日本の鉄道統計で、商品別に府県単位で発着が判明するのは、1919年と24年であるが、薪材と木炭について、これら両年の鉄道での動きを検討する。まず1919年の薪材を見ると（大正8年中「鉄道輸送主要貨物数量表」pp.21-22）、東京への鉄道での薪材の集荷圏は、福島県・茨城県・栃木県・千葉県・長野県であったが、福島県と長野県は東京向けと同程度以上に県内向けの輸送があり、福島県・長野県で盛んな製糸業で燃料材として薪材がかなり利用されていたと思われる。そして岐阜県・愛知県郡部の陶磁器業でも燃料材として薪材がかなり利用されており、岐阜県からの薪材発送量のほとんどが岐阜県内と愛知県郡部であった。関西の大都市では、大阪市・神戸市へは鉄道での薪材の移入は少なく、また京都市は京都市北部に著名な林業地があり（中西（2020b））、そこから京都市に薪材が供給された。薪材全体の鉄道輸送量は、1919年の約61万トンから24年の約66万トンに若干増大しており、薪材が家庭用燃料として根強い需要があったことが窺われるが、福島県・長野県の薪材到着量は1919年より24年が減少しており、木炭の到着量もこの間減少したが、石炭到着量は増大している。それに対して関西の

都市部では、京都市・大阪市・大阪府郡部・神戸市・兵庫県郡部のいずれも1919年より24年の方が、薪材到着量は増大した。1920年代でも家庭用燃料としての薪材は重要であった（大正8年中「鉄道輸送主要貨物数量表」pp. 21-22、大正13年中「鉄道輸送主要貨物数量」pp. 26-27）。

こうした需要に対応したのが中国地方で、1919年時点でほとんどの薪材到着が京都府郡部からであった京都市でも、24年には兵庫県・山口県・広島県などの山陽線沿線からの京都市に薪材が運ばれ、産業用燃料として薪材を用いていた岐阜県へは、岡山県からかなり多くの薪材が発送された。そして、木炭は薪材以上に、1919年から24年にかけて鉄道発送量が増大し（大正8年中「鉄道輸送主要貨物数量表」pp. 19-20、大正13年中「鉄道輸送主要貨物数量」pp. 24-25）、しかも幅広く各地に運ばれた。例えば、宮崎県産木炭は、近世期から「日向炭」としてブランドになっており、1919年時点では京都市や大阪市にかなり運ばれたが、24年には関西圏のみでなく東京市へもかなり運ばれた。島根県からは鉄道での木炭発送量が1919年時点の25,952トンから24年の81,211トンに急増したが、19年時点で全体の約22%を占めた県内移動が、24年時点では約3%に減少し、ほとんどが県内の金属鉱山向けではなくなり、関西圏のみでなく横浜市・東京市を始め関東地域へも運ばれた。

林業地から大都市圏への薪炭輸送の急増とは逆に、石炭の鉄道輸送は、20年代前半は産炭地から地方へ向かった。例えば、北関東・東北地方の炭産地のある福島県・茨城県からの石炭の鉄道発送量で、1919年に比べて24年の方が東京市に運ばれた量は少なく、製糸業地域の福島県内・栃木県・群馬県・長野県への石炭輸送が増大し（大正8年中「鉄道輸送主要貨物数量表」pp. 25-26、大正13年中「鉄道輸送主要貨物数量」pp. 32-33）、九州の炭産地帯の福岡県からも1924年には岐阜県へ鉄道で9,127トンの石炭が運ばれた。製糸業や陶磁器業でも石炭が燃料材として用いられるに至ったと考えられる。このような地方での産業用燃料の

薪炭から石炭への転換が、薪炭材の大都市部への集中的移入をもたらした。

そして大都市域での家庭用燃料として、薪材に加えて木炭が大量に移入されたことが、都市での生活様式の変化に対応した。家庭用エネルギーとして、光源と熱源が重要であるが、光源は前述のように電灯の普及で、それまでのランプや蠟燭に代わって生活が楽になったと考えられるが（牧野（1996））、燃料面でも薪材に木炭が加わることで、台所用具の多様化が可能となった（古島（1996））。薪材は、囲炉裏・竈などの燃料材として用いられるが、煙が出るため、庭付きでない集合住宅や賃貸アパートなどでは利用しにくい。一方、木炭の煙はあまり出ないため、七輪や木炭コンロなどの燃料として、賃貸アパートなどでも利用可能で、都市の中下層民の生活が楽になったと考えられる。さらに、都市では1910年代から地方都市でも瓦斯会社が多数設立され、都市生活に都市ガスがエネルギーとして導入され、薪材に代わってガスかまどやガステーブルが利用されるようになった。

一方、電気エネルギーは、石炭火力発電よりも水力発電の方が、一般的にコストが安く、さらに大都市資本が水力発電の電源開発競争を繰り広げたことで、電灯・電力料金は1910年代後半以降に傾向的に低下した（東京電力株式会社編（2002）、中部電力電気事業史編纂委員会編（1995））。そのことが家庭用光源として電灯の普及を一層進め、産業用動力として電動機の普及を進めたが、そのみでなく、1920年代は都市近郊の電気鉄道網が整備され、百貨店・都市ビルなどでエレベーターが設置されるなど、生活インフラとして電気動力が社会的にも広く用いられた。そして光源・動力源としての電気の普及と燃料としての薪炭（家庭用）・石炭（産業用）の普及が相まって、両大戦間期日本の大都市で消費社会化が進行した（中西・二谷（2018））。このような都市社会でのエネルギー多消費型生活様式の登場は、地方からの大量の資源移転に基づくものであったが、都市住民に資源賦存の限界を意識させずに、資源問題を後

景に退かせる影響をもたらしたと考えられる。

#### 4 第二次世界大戦後日本の資源・エネルギー利用

それと同じ事態が、戦後の高度経済成長期の日本で、都市・農村を含めた全国で生じ、そのことが、オイルショック後の資源問題をより深刻化したと思われる。1920年代に萌芽を見たエネルギー多消費型生活様式は、1930年代の昭和恐慌下に一時的に頓挫し、バス・自動車など新たな交通機関が登場したものの、その燃料石油が軍需優先のため民需で不足し、代替燃料としての木炭が重視された（古島（1996））。そのため、前述のように1930年代は薪炭燃料の比重は減少せず、森林伐採が奨励された。その流れが、第二次世界大戦の敗戦後の復興期まで続き、石油輸入が途絶えていた状況下で、林産資源と石炭の極限利用が目指された。政府主導で進められた傾斜生産による石炭の大量採掘と、拡大造林政策による大量伐採と大規模造林がその表れとなり（杉山・牛島編（2012）、林野庁監修（1959））、石炭は比較的低コストの炭鉱区は掘り尽くされ、森林も保安林や自然林として残した方がよい森林まで伐採して人工林に作り直すことで林産資源の過剰蓄積が進んだ。

大量採掘された石炭は、蒸気機関車など輸送インフラの燃料や北海道の暖房器具などに主に用いられ、生活水準の早期の回復に大きな役割を果たした。そのことが、燃料材の薪炭から石炭への転換を促進して、その後の林産資源の過少利用状況（資源賦存に対して利用量が極度に少ない状態）にもつながった（高柳（2017））。1950年代後半から安価な石油が大量に輸入されると、石炭から石油へのエネルギー転換が進み、石炭需要が減少した。石炭資源は、枯渇したわけではないが、主に採掘コストの高い鉱区が残され、さらに第二次世界大戦前から炭鉱で慣行として続けられてきた労使関係が、賃金の高コスト体質をもたらしており、その改善もうまくいかなかったため（島西（2011））、大手炭礦会社は出炭量が維持されてい

た間に、異業種への転換を進めた（小堀（2011））。石炭も、採算が合わずに利用されなくなった点で、過少利用状況になったと言え、林産資源についても、石油と同様に安価な外国産材が大量に輸入されることで、高コストで価格の高い国内産材は市場で取引されなくなり、林産資源の過少利用状況に拍車がかかった。

そして、1950年代は国による河川総合開発の支援を受けて、ダム式水力発電所が各地で建設され（東京電力株式会社編（2002）、関西地方電気事業百年史編纂委員会編（1987））、50年代日本の電力供給を水力発電が支えた。ダム式水力発電は川をせき止めるため、水路式発電以上に自然環境に大きな負荷をかけるとともに、木材の流送が不可能となり、川の漁業にも打撃を与えた。さらに大規模なダム建設が水没村落の犠牲の上に進められたことも忘れてはならない（西野（2008））。実際、第二次世界大戦後の木曾地域では、大規模なダム式水力発電所が建設され、名古屋方面への電力供給地となり、林業のための森林鉄道も、1960年代後半～70年代前半に廃止された（銀河書房編集部編（1973））。ところがその後、安価な石油の大量輸入で水力発電から石油火力発電への転換が急速に進むと（橘川（2004））、電力会社は、水力発電所の稼働を電力需要のピーク時のみとして水力発電所・変電所の自動化・無人化・遠方監視制御を進め、余剰人員を火力発電所などへ振り向けた（東京電力株式会社編（2002））。こうして、近代日本のエネルギー供給を支えた薪炭・石炭・水力発電が、戦後復興期にそれらの供給を過度に推し進めた政府の政策によって歪められ、高コストになった後は、自然環境に大きな負荷をかけたまま残された。特に、森林資源が果たした災害防止の機能が、枯木・倒木が生じて低下していることが気になる。ダムには、水力発電のみでなく治水の役割もあるため、下流域での治水対策と組み合わせ、治水のためのダム運用も進めるべきであろう。こうした政府の環境政策を促進させるには世論の後押しが大きいですが、世論がそこへ本格的に向

かわなかったことが一番の問題と思われる。

安価な石油の大量輸入は、火力発電コストや製造業者の燃料コストを下げるのみでなく、工業原料として石油が用いられることで、家庭電化製品や自動車などの耐久消費財が全国的に普及し、さらに石油精製工程の副産物としてプロパンガスが供給された。その結果、都市ガスの供給範囲を超えて全国的にガス機器も生活用品として普及し(鈴木(2013))、1920年代に大都市に限定されていた「消費社会」が、高度経済成長期に農村を含めて全国的に広がった(山口(2014))。消費者は、安価な商品が大量に出回った状況からその原材料は豊富にあると感じたであろうが、単一のエネルギー源に頼ることのリスクは、オイルショックで明らかとなり、コスト意識に敏感な生産者は、それを実感したと考えられる。

## 5 消費生活と持続的地域社会

複数のエネルギー源のバランスのよい併存が重要であり、その際に、地方からの大量の資源移転で大都市にエネルギー多消費的な生活様式が登場する以前の、1900年代の日本で見られた「エネルギー・資源の地産地消」の可能性が参考となる。当時は、大都市など海岸部では石炭輸送コストが安いと、水力発電より発電コストが高くとも石炭火力発電が行われ、石炭輸送コストの高い山間部では地域向けの小規模な水力発電所を建設してそれぞれ電気エネルギーを賄う方向が見られた。燃料材でも輸送コストに応じて、薪材・木炭・石炭を棲み分けて利用し、それぞれの地域の風土を重視したエネルギー供給が目指された。実際、戦後日本のエネルギー革命のなかでも、1960年代末まで国内炭はそれなりに利用されており、新しい石炭利用技術が蓄積されている(島西(2011))。むしろ多様な資源を使い分ければ、光熱費が相対的に高い地域も生じるが、消費者は価格を意識するため、もし電気料金が高ければ、電気消費を節約するであろうし、資源問題も意識せざるを得ないであろう。

消費者が、そこで資源問題に目を向けずに、自然に負荷をかけても安いエネルギー供給や安価な商品を求めた場合は、企業は環境破壊的な安価な原料調達と大量生産へ向かわざるを得ない。その際の、進出企業と進出先の地域住民との利害相反が生じた場合の斡旋・調整に、近代日本では前述の木曾地域や津和野地域に見られたように府県や町村の役割が重要であった。おそらく21世紀は、共通の河川流域や山系域など、行政区画を超えて同じ環境問題を共有する地域社会全体で、その斡旋・調整を果たす必要がある。その際に、消費者(生活者)が、より効用の多いものではなく、地元の産物を求める発想が必要と思われる。経済本来のあり方として、輸送コストと風土を考慮すると、その地で生産されたものが安く販売されるのが通常で、その地の自然に即した「風土産業」(三澤(2008))の尊重が環境維持にも相応しく、それを活かした経済運営が持続的地域社会の要諦となると考えられる。

### 【参考文献】

- 中部電力電気事業史編纂委員会編(1995).『中部地方電気事業史』上巻, 中部電力株式会社.
- 中国地方電気事業史編集委員会編(1974).『中国地方電気事業史』中国電力株式会社.
- 古島敏雄(1996).『台所用具の近代史』有斐閣.
- 銀河書房編集部編(1973).『木曾の森林鉄道(増補版)』銀河書房.
- 関西地方電気事業百年史編纂委員会編(1987).『関西地方電気事業百年史』関西地方電気事業百年史編纂委員会.
- 橘川武郎(2004).『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会.
- 小堀聡(2017).「エネルギーと経済成長」中西聡編『経済社会の歴史—生活からの経済史入門』名古屋大学出版会(pp.89-111).
- 小堀聡(2011).「エネルギー供給体制と需要構造」武田晴人編『高度成長期の日本経済—高成長実現の条件は何か』有斐閣(pp.169-204).
- 小堀聡(2010).『日本のエネルギー革命—資源小国の近現代』名古屋大学出版会.
- 牧野文夫(1996).『招かれたプロメテウス—近代日本の技術発展』風行社.
- 三澤勝衛(2008).『風土の発見と創造—三澤勝衛著作集3 風土産業』農山漁村文化協会.
- 中西聡(2020a).「近代期の木曾銀行と木曾地域経済」

- 『地方金融史研究』51, 24-43.
- 中西聡 (2020b). 「近代日本における林産地と林業資産家」『三田学会雑誌』112-4, 91-125.
- 中西聡・二谷智子 (2018). 『近代日本の消費と生活世界』吉川弘文館.
- 西野寿章 (2020). 『日本地域電化史論—住民が電気を灯した歴史に学ぶ』日本経済評論社.
- 西野寿章 (2008). 『現代山村地域振興論』原書房.
- 大庭良美編 (1976). 『日原町史』近代上巻, 日原町教育委員会.
- 林野庁監修 (1959). 『日本林業年鑑 (1959年版)』林野共済会.
- 佐々木正勇 (1972). 「民営鉱山の近代化」『史叢』15, 1-26.
- 島西智輝 (2011). 『日本石炭産業の戦後史—市場構造変化と企業行動』慶應義塾大学出版会.
- 末永國紀 (2011). 『近江商人 三方よし経営に学ぶ』ミネルヴァ書房.
- 杉山伸也・牛島利明編著 (2012). 『日本石炭産業の衰退—戦後北海道における企業と地域』慶應義塾大学出版会.
- 鈴木淳 (2013). 『シリーズ日本の近代 新技術の社会誌』(中公文庫) 中央公論新社.
- 大正6年「本邦重要鉱山要覧」, 明治39年「本邦鉱業一斑」(藤原正人編『明治前期産業発達史資料』別冊88(4), 83(4), 明治文献資料刊行会, 1971年).
- 大正8年中「鉄道輸送主要貨物数量表」, 大正13年中「鉄道輸送主要貨物数量」(いずれも商品流通史研究会編 (1979). 『近代日本商品流通史資料』第11巻, 日本経済評論社).
- 高柳友彦 (2017). 「森林資源と土地所有」前掲中西聡編『経済社会の歴史』(pp.66-85).
- 武田晴人 (1987). 『日本産銅業史』東京大学出版会.
- 東京電力株式会社編 (2002). 『関東の電気事業と東京電力』東京電力株式会社.
- 山口由等 (2014). 『近代日本の都市化と経済の歴史』東京経済情報出版.

### 【執筆者紹介】

中西 聡 (なかにし さとる)

1962年生、博士(経済学)。東京大学助手、北海道大学助教授、名古屋大学教授などを経て、現在慶應義塾大学経済学部教授。2012年に日本学士院賞を受賞。主要著作は、『近世・近代日本の市場構造』(東京大学出版会)、『海の富豪の資本主義』(名古屋大学出版会)、『資産家資本主義の生成』(慶應義塾大学出版会)など。

## 21世紀における持続可能な経済社会の創造に向けて

Vol.1/No.1 2021年11月30日発行

---

編集発行 日本経済学会連合 発行責任者 桑名義晴  
早稲田大学商学大学院  
〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

連絡先 国際ビジネス研究センター  
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町518 司ビル3F  
TEL 03-5273-0473 / FAX 03-3203-5964  
E-mail [rengo@ibi-japan.co.jp](mailto:rengo@ibi-japan.co.jp)

©2021 The Union of National Economic Associations in Japan

A Commemorative Project  
for the 70th Anniversary of Foundation

---

## Towards the Creation of a Sustainable Economic Society in the 21st Century

---

The Union of National Economic Associations in Japan

Preface  
President Ken'ichi ENATSU

In Search for New Method in the Study of Work and Employment  
Mistuo ISHIDA, Professor Emeritus Doshisha University,  
Honored Member of Japan Society of Human Resource Management

Possibility of Sustainable Local Society from the Viewpoint of  
Mountain Resource Utilization in Modern Japan  
Satoru NAKANISHI, Keio University,  
The Socio-Economic History Society

